

大洲市地域おこし協力隊募集要項 (農林振興課・林業)

「自由に自分らしく (森林と林業に関わる生き方を見つける)」

※この募集は、令和7年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じる事業です。そのため、市議会において当初予算案が否決された場合は、採用ができない場合がありますので、予めご了承ください。

大洲市の概要

大洲市(おおずし)は、県都松山市から約50kmの愛媛県の西部に位置しており、四国縦貫・横断自動車道やその他高規格道路の整備により、松山方面から八幡浜、宇和島、高知方面への玄関口として、広域流通・商業の拠点形成が進むとともに、文化・交流・観光の面でも重要な結節点となっています。

総土地面積は、面積は432.2km²で、一級河川肱川とその支流の河辺川が中央を流れ、流域に沿って田畑や集落、市街地が形成され、多くの支川が大洲盆地に集中しながら肱川は緩やかな勾配で下り狭隘な河口を経て瀬戸内海伊予灘へ流れ込んでいます。

気候は、東部は山間部の内陸性気候で寒暖の差が大きく、中央部は内陸性盆地型気候で昼夜の温度差が大きく、西部は瀬戸内海性気候の温暖小雨の気候です。

このような多様な気候環境及び条件により、多品目の農林産物の生産が可能で、これまで1次産業が基幹産業として生まれ集落や町が形成された地域で、肱川を利用した木材の生産・加工・流通の要所として栄え、木材の他木蠟、茶炭、しいたけなどの林産物の生産が盛んです。また、野菜、果実・柑橘を中心とする農産物、米などの多品目の収穫ができる一方で、全国的な生産量を維持しているのは、栗と原木しいたけがあります。

木材生産業にあっては、木材加工業とともに大洲市を中心とする3市2町で構成する肱川流域林業地帯が本県の主力地域となっており、木材・木製品の多様なニーズに呼応した供給システムの確立を鋭意図っている地域です。

大洲市の地域課題

本市では、専業・兼業を含めて多くの市民が農業と関わっていますが、専業林家はなく農家林家となっています。農・林業従事者においては、高齢者の増加と人口減少、後継者の不足により、担い手不足が進行しています。このような中、昨今の異常気象等でゲリラ的に発生する豪雨等による災害が頻発しており、特に放置森林及び放置竹林に起因する土砂崩れを防止するための森林整備が喫緊の課題となっています。

さらに、高齢化や人口減少並びに生活様態の変化、グローバル化によって、木材生産システムの効率化・高速化が求められていますが、森林の平均斜度が36°と非常に急峻な地形から生産される木材のボリュームには限界があり、また森林内にほだ場を形成させる原木しいたけ生産業についても、ほだ木の搬入など高齢化による人力の限界等から生産量は暫時減少しています。また、古くから地域の栄華に寄与してきた木蠟産業や茶炭や乾たけのこ(メンマの原材料)も効率化の波によりその

生業が姿を消しつつあります。

このため、本市では新規就業支援を積極的に進め、森林組合や木材生産業者では毎年度数名ずつ技術者を確保し、県が実施するフォレスター養成研修や事業体自らが行う人材マネジメントを経て木材の生産技術者を養成していますが、多様なニーズに呼応するための森林整備技術者が圧倒的に足りず、また組織離れ、階層拒否、対面不安など昨今の若者特有の感性により一人親方的な木材生産職が増加しています。高齢化や人口減少という表面に見える課題に加えて、技術を習得した若者が公共事業に従事できるかどうかという新たな課題が生まれてきました。

協力隊に期待する役割

地域での課題は既に明らかになっているものの地域主体での課題解決には限界があることから、外部人材を地域の森林・林業分野の協力隊として登用し、外部からの新たな視点で大洲市の森林・林業の価値を見出し、地域の貴重な担い手としてリーダーシップを発揮することを期待しています。

そして、地域の森林・林業に関わる行政・企業・団体・個人の支援を得ながら、地域に溶け込み信頼を得られる人材の育成に取り組み、適正な森林づくりと林業や林産業の復興を地域住民が望める地域づくりを目指したいと考えています。

協力隊にもとめる人物像

- ・地域住民と積極的にコミュニケーションが取れることが地域に根差す最重要能力です。
- ・森林林業に関する地域生活の安心安全と文化・景観を知りたい、または守りたいと思う気持ちを持つ方を求めています。

3年間の活動イメージ

受入当初は主に林業振興系の業務を担当職員と担いつつ、地域への立ち入り方法や農林家や関係者との会話、そして地域の森林・林業の状況把握など、協力隊員としての行動を農業の隊員に指導を仰いでください。

その後、活動の中で得た情報や人脈を活かしながら、隊員の退任後の仕事（新規就業、6次産業化による起業など）を検討し、退任後の方針が決まればその準備に係る作業を行います。

森林・林業に関する協力隊の活動範囲は大変広いことから、大きく2項目に分けて、いずれかの課題をクリアするための行動を展開しながら、いずれかの項目での起業の可能性を探っていきます。

「地域の特用特産物の発展」

- ハゼノキの育成・管理と木蠟原料の生産指導

解決課題：ハゼを特用林産物とし実の採取と森林の景観樹種とする。

- 原木しいたけのためのほだ木の確保とホダ場管理

解決課題：大径化した材の有効利用としいたけ生産者のための原木の確保

- 菌床しいたけのための培地の生産とホダ場管理

解決課題：地域材を利用したオリジナル菌床培地の開発

- 白炭・黒炭の生産と原木の確保

解決課題：地域産材での原木資材の確保

○竹林から派生する乾たけのこ（メンマ）の生産

「災害に強い森林づくりの推進」

○放置森林の管理方法と樹林改良

解決課題：資源としてのニーズの確保（バイオマス利用等）

○放置竹林の管理方法と樹林改良

解決課題：資源としてのニーズの確保（バイオマス利用等）

○有用広葉樹の育成と植樹の検証

解決課題：地域に根差す広葉樹の育成と修景用植樹

「その他」

県や他部署等の実施する交流会や研修への参加

先進地への視察

退任後のための生業づくり（例：有害鳥獣駆除にかかるハンター免許の取得等）

活動報告や市地域おこし協力隊の SNS による情報発信など

協力隊の任期後のイメージ

農林業の担い手を確保し、現地へ派遣する法人を設立し、また同法人で移住者への案内も併せて行ってほしいと考えています。

(1) 自営で起業を行う場合

農林家や研修施設での研修を行うとともに、国等の支援事業の活用を見据え、サポートチーム（県、森林組合、市）による林地確保支援や先輩移住者や事業者の紹介などを行います。

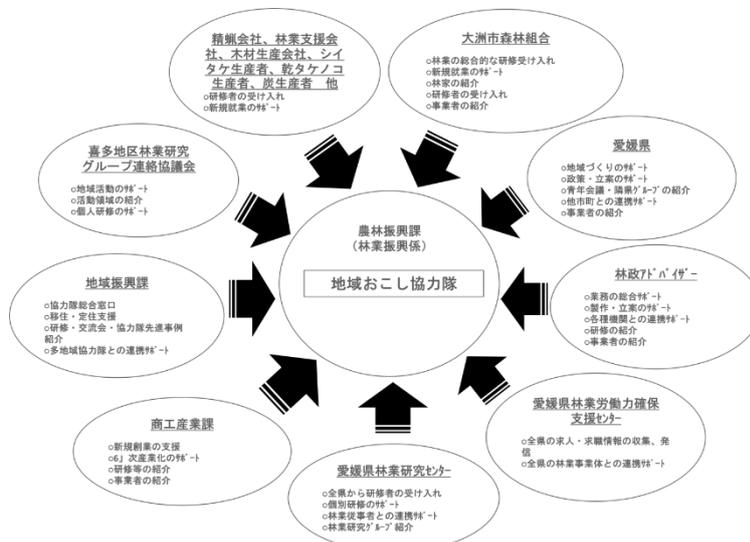
(2) 6次産業化・グリーンツーリズム等による起業を行う場合

観光・商工部門と連携しながら6次産業化に関する補助金や専門家、実践者（農林家・移住事業者）の紹介や試験的な加工・販売箇所の確保や紹介などを行います。

(3) 移住等に関する支援

地域振興課や商工産業課等と連携しながら活用可能な支援制度を検討しています。

活動や暮らしのサポート体制



協力隊を希望する方へのメッセージ

「森林・林業」という分野は「農業」「観光」等の分野と違って、つかみどころが難しく、自分の活動分野もイメージしづらいと思います。

まずは大洲市の環境に触れて、些細なことから地域の課題を森林・林業という分野に関わらず感じてみてください。きっとこの大自然が好きになりますし、多くの伝統と文化を知ることになります。その中で見えてきた課題の解決策を自由に探してみてください。何ができるか、自分らしく活動ができれば、私たちは精一杯応援します。

| その他条件等 | |
|---------|---|
| 募集対象 | <p>次のいずれも満たす方を対象とします。</p> <p>(1) 地域住民と積極的に関わる意欲のある方</p> <p>(2) 心身が健康で、地域協力活動の内容を理解し、地域活性化への意欲がある方</p> <p>(3) 応募時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域、または地方都市等に住所を有し、居住しており、採用後大洲市に住民票を移して居住できる方</p> <p>(4) パソコン操作（ワード・エクセルの操作・SNSでの情報発信等）ができる方</p> <p>(5) 普通自動車免許を有している方</p> <p>(6) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方</p> |
| 募集人数 | 1名 |
| 勤務地 | 大洲市内全域（基本的には大洲市役所（大洲市大洲690番地の1）にて勤務） |
| 勤務時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則1日7時間（8：30～16：30※1時間の休憩を含む） ・週5日平日勤務 <p>※土・日・祝祭日に勤務した場合は平日に振替休とします。</p> |
| 活動開始日 | 令和7年4月1日以降 |
| 雇用形態等 | <ul style="list-style-type: none"> ・大洲市会計年度任用職員（パートタイム）として市長が任用します。 ・地方公務員法に基づくサービスの各規程が適用されます。 ・雇用期間は、活動開始日から1年間とし、活動に取り組む姿勢、業務の成果等により、任用した日から最長3年まで再任できます。 |
| 報酬 | <p>月額 260,000円</p> <p>※賞与・期末手当・退職手当・時間外手当等は支給しません。</p> |
| 待遇・福利厚生 | <ul style="list-style-type: none"> ・任用期間中の住居は、市が市内で借り上げた物件を貸与します。（住居に係る共益費及び光熱水費等は個人負担） ・社会保険等（健康保険、厚生年金及び雇用保険）が適用されます。 ・職務時の怪我等は、市の非常勤職員公務災害補償制度が適用されます。 ・職務時は、公用車を使用することができます。 ・職務で使用するパソコンは貸与し、市のインターネットを利用することができます。 ・職務専用のメールアドレスを付与します。 ・職務で要する経費（旅費・消耗品等）は、市が負担します。 ・将来の自立に向けた副業は可能です。 |

| | |
|--------------|---|
| <p>応募手続等</p> | <p>(1) 応募期間 令和7年2月7日(金) から令和7年8月29日(金) ※応募書類必着</p> <p>(2) 提出方法及び応募書類 次に記載の書類を持参もしくは郵送にて提出してください。なお、提出された応募書類等は返却しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募用紙 ・ レポート ・ 住民票 ・ 自動車運転免許証の写し <p>(3) 応募先 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1 大洲市総合政策部地域振興課 (担当: 久保)</p> |
| <p>選考方法</p> | <p>(1) 第1次選考(書類選考) 書類選考のうえ、選考結果を応募者全員に通知します。</p> <p>(2) 第2次選考(面接選考) 第1次選考の合格者を対象に、面接選考を行います。(日時、場所等は第1次選考結果とあわせて通知します。)なお、面接に必要な旅費等の費用は、自己負担となります。</p> <p>(3) 結果発表 第2次選考終了後に結果を通知します。</p> |
| <p>その他</p> | <p>[募集・協力隊・移住に関すること] 大洲市総合政策部地域振興課 (担当: 久保) TEL: 0893-57-9989 E-mail: chiikishinkouka@city.ozu.ehime.jp</p> <p>[活動内容に関すること] 大洲市農林水産部農林振興課 (担当: 尾花) TEL: 0893-24-1727 E-mail: ringyoushinkou@city.ozu.ehime.jp</p> <p>大洲市に来たことが無い方は、書類を提出する前に大洲市に来られることをお勧めいたします。オンライン相談や現地の見学は希望により随時実施しますので、ご相談ください。</p> |